

大分県報

平成二十九年
第二九一九号
九月二十六日

(火曜日)

目次

告示

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧(県営事業) (二件)……………一
 道路区域の変更……………一
 道路の供用開始……………一
 公 告
 土地改良区の役員の就退任(四件)……………二

○告示 示

大分県告示第五百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
 に知事に対し審査請求をすることができる。
 平成二十九年九月二十六日

大分県知事 広瀬 勝 貞

地 区 名

縦 覧 期 間

縦 覧 場 所

久住地区都野工区

平二九・九・二六から
平二九・一〇・一六まで

竹田市役所

大分県告示第五百六十一号

地 区 名

縦 覧 期 間

縦 覧 場 所

玖珠二期地区花香工区

平二九・九・二六から
平二九・一〇・一六まで

玖珠町役場

大分県知事 広瀬 勝 貞

大分県告示第五百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

大分県知事 広瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

中津市三光上深水字奥畑一九八五番四地先から

中津市三光上深水字宇下一九三五番二地先まで

津線
県道円座中

中津市三光上深水字奥畑一九八五番四から

中津市三光上深水字宇下一九三五番二地先まで

後
二・三・六
八・〇

三三九・〇

前
一〇・七
五・九

三三九・〇

大分県告示第五百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、並石土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年九月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住所
理事	三上忠治	豊後高田市草地六七六番地三
"	小池八十一	美和三九一四番地一
"	山澄巧兒	玉津五八四番地一
"	伊東隆文	新栄一〇八三番地
"	安藤三生	草地二二六三番地七
"	山田耕一郎	草地六六二九番地
"	早田孝伸	草地四一九〇番地二
"	駕海康孝	呉崎一五六四番地一
"	近藤勝司	草地八三四五番地
"	駕海豊	草地一八二六番地
"	土谷直道	新城一三六九番地一
"	野間保廣	呉崎六三四番地二
監事	安藤保廣	草地二二〇三番地
"	後藤宗則	新栄四一五番地一
"	田中穂波	呉崎二五〇九番地

役名	氏名	住所
理事	三上忠治	豊後高田市草地六七六番地三
"	小池八十一	美和三九一四番地一
"	山澄巧兒	玉津五八四番地一
"	山田耕一郎	草地六六二九番地
"	早田孝伸	草地四一九〇番地二
"	伊東隆文	新栄一〇八三番地
"	駕海康孝	呉崎一五六四番地一
"	岩坂隆美	草地二〇〇七番地
"	近藤勝司	草地八三四五番地
"	野間保廣	呉崎六三四番地二
"	宇野泰二	荒尾二二〇番地一
"	駕海豊	草地一八二六番地
監事	安藤保廣	草地二二〇三番地
"	後藤宗則	新栄四一五番地一
"	田中穂波	呉崎二五〇九番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、真玉町土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年九月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

